

■第4回検討委員会の意見と対応

意見要旨（第4回検討委員会）	今回の対応
<p>●計画構成に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二部第三章維持管理計画があるが、この要点が第一部に出てきていない。利活用を想定すると、維持管理において利用者による負担や税金による負担、施設整備における民間活力の導入などの想定が見えてくる。それをきちんと整理した方が良い。 ・第一部はソフトが記載されており第二部はハードが記載されている。大事なハードは第一部にも記載する必要があるのではないか。 ・利活用計画とは、公園マネジメントの前提となる内容である。今回のセントラルパーク基本計画はマネジメントできる保証を持って公園を再デザイン（再整備）することである。「公園マネジメントの前提となる利活用計画の検討」「公園マネジメントの前提となる管理運営計画」「エリア整備計画」と続くと説得力がある。公園マネジメントはキーワードなので入れたほうが良い。 	<p>→計画を本編・資料編に再編成するとともに、公園マネジメントの視点で、利活用、管理運営、再整備を包括する計画構成へ再編集。</p> <p>また、本編第I章「1. (1)背景」中に、周辺からみた両公園の位置付けや都市公園の管理の変化について新たに記載するとともに、「1. (2)目的」中に、公園マネジメントの視点から計画策定する旨を記載。【資料 4-1 P1, 2】</p>
<p>●セントラルパークの位置づけ、計画のビジョンに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークのセントラルパークはマンハッタンのオアシスであり、大濠・舞鶴公園を天神ビッグバンと六本松のオアシスにするという、ここ何年間のシナリオとドッキングしたほうがよい。 ・ウォーターフロント開発構想との関係性も深く、現在、クルーズ船の客が観光バスで舞鶴公園を訪れている。日本全体の観光客に活用してもらおうという視点から、海外との関係も大事である。 ・長い歴史をベースにしたランドマークであることから、「モノ」ではなく、「コト」なのかもしれない。 ・観光地として市民がここだといえるランドマークを。 ・計画の冒頭に、セントラルパークのわくわくするようなビジョンを描くべき（高等裁判所移転後は、古代から現代が共存するミレニアムミュージアムをつくるなど）。 ・夢という部分で、日比谷公園や名古屋の公園など、全国のセントラルパークネットワークの牽引役に福岡がなることに触れた方がいいのではないか。 ・端的に両公園が良くなっていくものが見えると良い。 ・セントラルパーク自体、文化発信拠点としてはっきりした性格づけを行った方が良いのではないか。福岡の心のよりどころとなるような、文化を象徴する拠点がさらにあれば良い。 	<p>→本編第I章「1. 背景と目的」及び第V章「2. 周辺地域の整備の方向性」中に、構想策定以降の都心部のまちづくりとの関係性から、都心の「オアシス」、福岡の「ランドマーク」としてのセントラルパークの重要性を加筆。【資料 4-1 P1, 40】</p> <p>さらに上記の視点から、本編第II章「3. 実現すべき公園像」のモデル⑩を新規追加。 【資料 4-1 P19】</p> <p>→本編第IV章「3. 共働きの公園づくり」中に、他都市との連携について記載。【資料 4-1 P35】</p> <p>→本編第VI章「1. 事業の進め方」中に、利用者の利便性や快適性の実感できるものを重視した施策を記載。【資料 4-1 P65～67】</p> <p>→本編第III章「1. (1)ゾーニング」の「芸術文化エリア」中に文化発信拠点としての重要性を加筆。【資料 4-1 P21】</p>

<p>●利活用イメージに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用イメージモデルが11である理由が必要である。歴史公園を強く出したイメージがあっているのではないか。モダンな利用イメージが多くて、伝統的なものが欠けている印象がある。 	<p>→実現すべき公園像について再検討した結果、全体を包括するイメージ像が不足していたため、⑫を追加。【資料4-1 P19】</p> <p>また、歴史公園としての魅力を強く出したイメージはモデル⑥として再編集。【資料4-1 P13】</p>
<p>●文化財に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の復元はすぐには難しい。特に天守閣はビジュアルで再現してはどうか。 ・現実として疑似の復元（AR・VR）をすべき。 ・古代の迎賓館「鴻臚館」の見える化も大事である。現代的な翻訳と機能を持つ再現でも良いと思う。 ・福岡城の発掘調査について、早く、集中的に調べて基礎的なデータを集めることが大事であり、積極的に取り組んでほしい。 ・この公園は歴史的資源が中心となっていることから、歴史公園であるという基本概念をきちんと整えることが必要である。歴史公園として整備を進めるべきで、イベント開催も良いが、福岡の歴史がわかるようなイベントもやっていくべきである。 ・全体平面図については、高等裁判所跡地の発掘調査の結果により変更する可能性がある旨を明記するなど、柔軟な対応が必要である。 	<p>→本編第Ⅱ章「3. 実現すべき公園像」のモデル⑧・⑫、及び本編第Ⅳ章「2. (1) イベント・利用プログラム」中にAR・VRなどのデジタル技術の活用について加筆。【資料4-1 P15, 19, 29】</p> <p>→資料編第Ⅳ章「1. 将来像の実現に向けて」中に記載。【資料4-2 P193】</p> <p>→本編第Ⅴ章「3. 両公園の整備の方向性」を新たに設け、歴史の重層性が伝わる整備を基本とする旨を追加。【資料4-1 P43】</p> <p>→本編第Ⅴ章「3. (2) エリア整備計画⑦福岡高等裁判所」中に加筆。【資料4-1 P51】</p>
<p>●芸術文化に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サウンドサインージ、ホログラム、マッピング等、先端技術とコラボし、物語を持ったようなアートワーク等を配置することで、回遊性を持たせるのも重要である。「セントラルパークアートプロジェクト」などコンテンツを発信する事業を定期的に行ってみるのも良い。 ・既存の日本庭園、福岡市美術館、能楽堂を地図上でつないただけでは「芸術文化エリア」とは言い難く、さらなる文化施設の集積が望まれる。ファニチャー類も芸術性のあるものが望ましく、他のエリアにもそのエリアにふさわしいデザインのファニチャーが設置されるよう期待する。 	<p>→資料編第Ⅱ章「3. 両公園を巡る利用プログラム④芸術文化コース」中に、先端技術を視野に入れた取組みの推進について加筆。【資料4-2 P135】</p> <p>→本編第Ⅴ章「3. (3) 施設整備計画(3)-3. 休養施設計画」に、芸術文化エリアにふさわしい休養施設の設置について加筆。【資料4-1 P55】</p>

<p>●観光に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東、関西、海外にも立派な公園がたくさんあり、ハードでは恐らく勝負できない中、どこで勝負すればいいのかを、ヒアリングする必要がある。メディアや広告代理店、旅行客など、細かなヒアリングを行い、検討した方が良い。 	<p>→観光客の誘致については、今後 も市政アンケートや各イベント 結果の検証を始めとすご意見 を踏まえて進めていく。</p>
<p>●個別計画に関する意見</p> <p><動線計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と歩行者の錯綜や駐輪の問題に、どう解決していくのか。 ・大濠公園は自転車とランニング・ウォーキングの錯綜が多い。舞鶴公園と一体化した識別にすることは良いが、ジョギングコース等を一体化する場合には、例えば標識の問題もある。 	<p>→本編第V章「3. (3)施設整備計画 (3)-1. 園路計画」中に、両公園 の安全な回遊コース設定につい て加筆。【資料 4-1 P53】</p> <p>→本編第V章「3. (3)施設整備計画 (3)-7. サイン計画」中に、両公 園で統一した情報提供の推進を 記載。【資料 4-1 P62】</p>
<p><便益施設計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の駐輪場は、地下鉄の駐輪場との関係もあり、無料は考えられない。例えば、3時間は無料にするなど、通常の一般の公園利用者であれば問題なく、通勤などで使う人を抑えるといった工夫が必要である。 	<p>→本編第V章「3. (3)施設整備計画 (3)-5. 便益施設計画⑤駐輪場」 中に、有料化に関して言及。 【資料 4-1 P60】</p>
<p><サイン計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語は簡体字、繁体字と2種類あり、省略は難しい。多言語表記に力を入れるべきであり、中国語の省略について見直す必要がある。 	<p>→本編第V章「3. (3)施設整備計画 (3)-7. サイン計画」中に、中国 語省略の記載を削除。 【資料 4-1 P62】</p>
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬などのペット連れの利用者があまり記載されていない。そのようなニーズに対応できているのか。 	<p>→本編第V章「3. (3)施設整備計画 (3)-1. 園路計画」中にペット連 れの利用者へ配慮することを加 筆。【資料 4-1 P53】</p>